



第3章 戦略の目標

第1節 目指すべき山梨のすがた



本戦略では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（2023（令和5）年3月閣議決定）の2050年ビジョン「自然と共生する社会」、2030年に向けた目標「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を踏まえて、「目指すべき山梨のすがた」を掲げます。

目指すべき山梨
のすがた

生物多様性の保全と持続可能な利用の両立 ～自然と共生し 自然の恵みの豊かさを実感できる やまなし～

本県は、富士山、八ヶ岳、南アルプス、秩父山地などの雄大な山々に囲まれ、森林や湖、河川、農地などの様々な環境に適応した生物が生息・生育しています。これらの日本でも有数で豊かな自然環境は、私たちに食べ物や木材、水を供給するなど、多くの恵みを与えています。私たちはこれまで、この生物多様性がもたらす恵みを大切に使うとともに、自然環境を大切に守りながら共に生きてきました。そして、自然の恵みは、農業や観光など、私たちの産業にもなくてはならないものになっています。つまり、私たちは自然の一員であり、その生活は自然環境の恩恵の上に成り立っているといえます。

しかしながら、本県でも自然破壊や絶滅のおそれのある種の増加、外来種の侵入による在来種の減少など、生物多様性に危機が迫り、生物多様性が失われれば、私たちのくらしの豊かさも、急速に失われていくことになるのです。

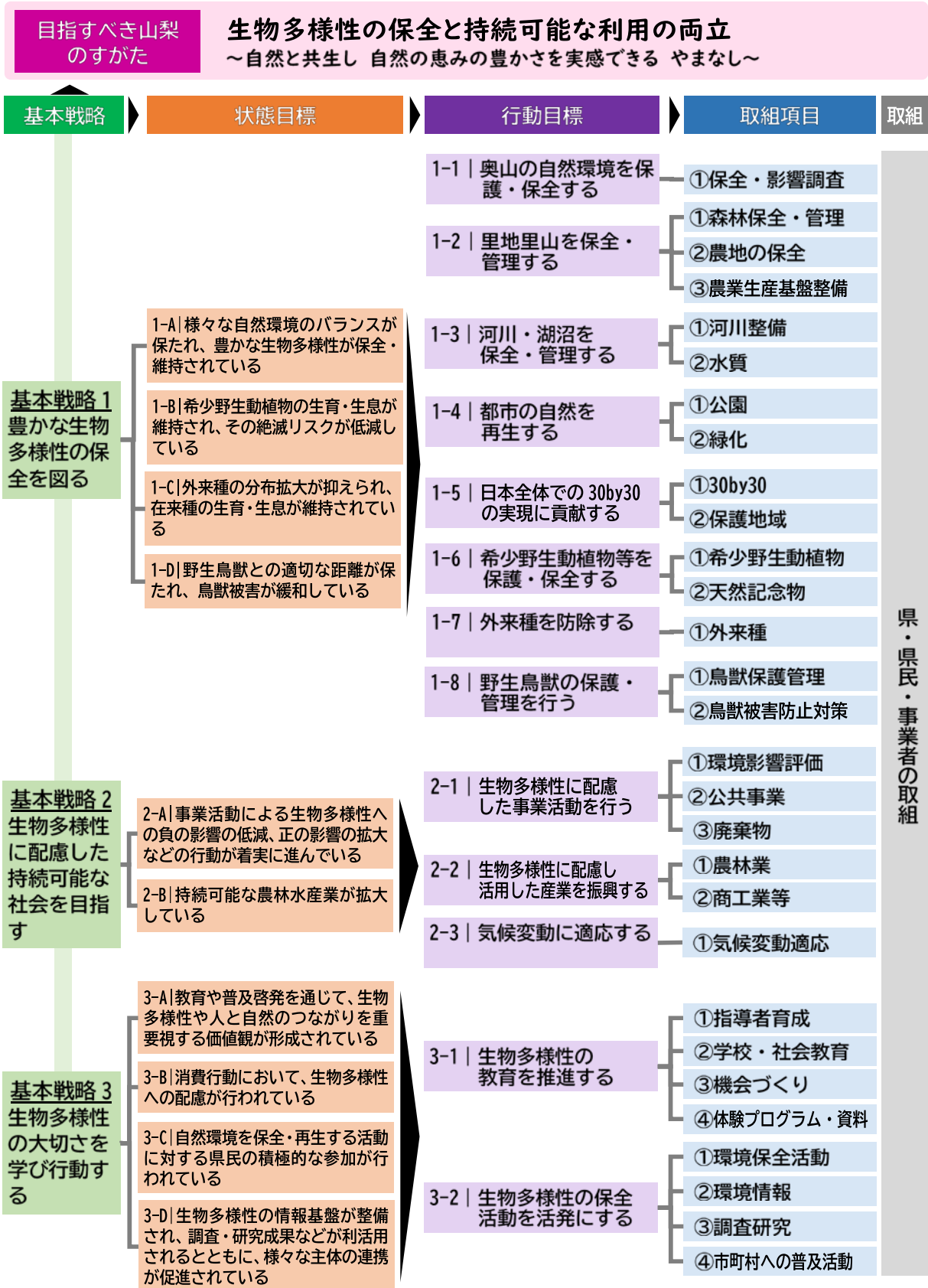
私たちは今、この危機から脱し、「生物多様性の保全と持続可能な利用の両立」を実現するために大きな一歩を踏み出す必要があります。

本戦略を通じて、山梨県民が一丸となって生物多様性の損失を食い止め、回復させることで、生物多様性の恵みをさらに豊かにする「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、率先して行動していきます。

第2節 戦略の体系 ❁❁

目指すべき山梨のすがたを実現するため、3つの基本戦略を掲げ、基本戦略ごとの将来イメージ、状態目標・行動目標と指標を示します。

やまなし生物多様性地域戦略の体系



基本戦略1 豊かな生物多様性の保全を図る

本県には森林、農地、河川・湖沼、都市などの多様な環境が存在し、国内でも有数の自然環境が維持されています。これらの豊かな生態系を保全しつつ、共存していく必要があるとともに、絶滅のおそれのある種の増加や、外来種の分布拡大、増加した野生鳥獣による農林業や生態系への影響などの問題が生じています。そのため、各生態系の特性に応じた保全・再生の方策を講じるとともに、希少種の保護・保全、外来種の防除、野生鳥獣との共存を図ります。

また、自然公園などをはじめとする法令などによる保護地域の拡大や質の向上、OECMの拡大を図ることにより、国が目指す2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」の実現に貢献します。

●将来イメージ

奥山	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 温暖化による固有種の分布範囲の変化がモニタリングされ、対策が図られています。 ◇ ニホンジカは生態系に対して不可逆的な変化をもたらさない程度の生息数に維持されています。
里地里山	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 森林の適切な管理、荒廃農地の解消や環境に配慮した農業の推進、棚田の保全・活用などにより、里地里山を生息・生育地としてきた動植物が保全されています。
河川・湖沼	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 生物多様性に配慮した河川整備、湖沼における外来種対策などが進んでいます。 ◇ 生物多様性の視点から重要な湧水や湿地などの環境が保全されています。 ◇ オオクチバスなどの外来種から、在来種による遊漁に移行していきます。
都市	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 都市住民が身近に生物とふれあうことのできる小さな緑地などが市街地内にあります。 ◇ 生物多様性に配慮した緑地がたくさんあり、地球温暖化対策などにも貢献しています。
保護地域・OECM	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 保護地域について、質の向上が図られています。 ◇ 公有地及び民有地のOECMの登録が進み、適正に保全が図られています。 ◇ 県が30by30アライアンスへ参加しています。
希少種	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 希少野生動植物について県民の理解が進み、生息・生育環境が保全され、絶滅のおそれのある種の増加に歯止めがかかり、レッドデータブックに掲載される種が維持されています。 ◇ 希少種が生息・生育するエリアを記録したデータが活用され、希少種に配慮した開発が行われています。
外来種	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 外来種に関する情報が県民にわかりやすく提供され、外来種の被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」についての県民の知識と理解が深まっています。 ◇ 侵略的外来種に対する早期観測体制が整っています。 ◇ 県及び市町村の防除が計画的に実施されています。 ◇ 事業者及び県民が自主的に特定外来生物を拡げない行動を取っています。
野生鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合的な野生鳥獣対策により、野生鳥獣が農地や都市などに出没しにくくなり、農林業や人的被害が少なくなっています。

基本戦略2 生物多様性に配慮した持続可能な社会を目指す

大規模開発や公共事業、廃棄物などの事業活動による生物多様性・自然資本への負荷を低減し、生物多様性に配慮します。また、農林業や商工業などの産業は、生物多様性の恵みに支えられていることを意識した取組を推進します。

生物多様性の第4の危機として深刻化しつつある気候変動は、温室効果ガス排出量の削減などの「緩和」と温暖化による悪影響に備える「適応策」を組み合わせ、農業・林業分野、自然生態系分野などの取組を推進します。

このように、私たちの生活や事業活動に生物多様性への配慮を織り込むことで、将来の世代も生物多様性の恵みを楽しむ持続可能な社会を目指します。

●将来イメージ

生物多様性と事業活動

- ◇ 公共事業や大規模開発、再生可能エネルギー施設の建設に伴う環境への配慮が徹底されています。
- ◇ 中小規模の公共事業や開発行為において、積極的に生物多様性への配慮が行われています。
- ◇ 河川や砂防、公共施設の緑化などによる生物多様性に配慮した事業が推進されています。
- ◇ プラスチックごみに関する理解が深まり、河川から海に流れるプラスチックごみによる生態系への影響がなくなっています。
- ◇ 廃プラスチックのリサイクルの適正処理が推進されています。

生物多様性と産業

- ◇ 荒廃農地の発生が抑制されるとともに、環境に配慮した農業が推進され、生物多様性を意識した農業が行われています。
- ◇ スズタケやシカ革、伝統野菜などの生物多様性の恵みを持続的に活用した地場産業が注目され、地域資源の持続的な活用により地域振興につながっています。
- ◇ 持続可能な森林の維持管理が適切に行われ、生物多様性の保全、水源涵養、二酸化炭素吸収源などの多面的機能による「自然を活用した解決策（NbS）」としての効果を発揮しています。
- ◇ ユネスコエコパークなどが活用されるとともに、エコツーリズム、サステナブルツーリズム、ウェルネスツーリズムなどで山梨県ならではの自然環境の保全と持続可能な利用が実現しています。
- ◇ 企業による生物多様性・自然資本に関する情報開示、グリーンファイナンス・ESG投資が進んでいます。

生物多様性と気候変動

- ◇ 気候変動による生物多様性の危機が広く認識されるとともに、各分野において、気候変動に適応するための取組が進んでいます。

基本戦略3 生物多様性の大切さを学び行動する

生物多様性を保全するためには、自然と人との関わりを理解することが重要です。そのため、幼児から大人まであらゆる世代、家庭や地域、学校、会社などのあらゆる場所において、自然や生物多様性の大切さを学ぶ環境づくりを行います。また、生物多様性の重要性や関心を高めるため環境情報を発信するとともに、生物多様性に関する様々な保全活動を支援・活発化します。さらに、生物多様性に関する調査研究を進めるとともに、市町村に対し生物多様性地域戦略の策定を促すなどの普及を行います。

これらの取組を通して、生物多様性の大切さを学び、自ら積極的に行動する人を増やします。

●将来イメージ

- | | |
|------------------|---|
| 生物多様性に関する環境教育 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 生物多様性に関する環境教育や人材育成が、あらゆる世代や場所において実施されています。 ◇ 県民に対し、わかりやすく生物多様性及び生物多様性地域戦略に関する情報提供や普及啓発が図られています。 |
| 保全活動・情報・調査研究、市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 生物多様性の保全活動や調査研究及びその情報発信が推進され、充実しています。 ◇ 環境保全活動を実施する民間団体や一般県民が交流し、生物多様性に関する保全活動が活発になっています。 ◇ 県内の多くの市町村が、地域の実情を踏まえた生物多様性地域戦略を策定しています。 |



第4章 行動計画

【行動計画の見方】

基本戦略 1 豊かな生物多様性の保全を図る

■ 状態目標

状態目標と指標、数値目標

状態	状態目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
1-A	〇〇	〇〇

■ 行動目標

行動目標と指標、数値目標

行動	行動目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
1-1	〇〇	〇〇

行動目標 1-1

奥山の自然環境を保護・保全する

県の取組



①〇〇〇〇〇〇〇〇〇

◇ 県の取組

県民の取組



◇ 県民の取組

事業者の取組



◇ 事業者の取組

基本戦略 1 豊かな生物多様性の保全を図る

■状態目標

状態	状態目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
1-A	様々な自然環境のバランスが保たれ、豊かな生物多様性が保全・維持されている	●県の総面積に対する保護地域及びOECDの面積割合	31%	50%
1-B	希少野生動植物の生育・生息が維持され、その絶滅リスクが低減している	●県レッドデータブック掲載絶滅危惧種の絶滅リスクの維持または低減(501種のうち、絶滅リスクを示すカテゴリーが県レッドデータブック見直し時に低くなることによる評価)	-	絶滅リスクが維持または低減している
1-C	外来種の分布拡大が抑えられ、在来種の生育・生息が維持されている	●新たな侵略的外来種の封じ込め率	-	100%
1-D	野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している	●ニホンジカの推定生息数(階層バイズ法)	41,885頭	17,000頭
		●野生鳥獣による農作物被害金額	140百万円	123百万円 (2026年度)

■行動目標

行動	行動目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
1-1	奥山の自然環境を保護・保全する	-	-	-
1-2	里地里山を保全・管理する	●森林整備の実施面積	6,400ha/年	7,042ha/年 (2027年度)
		●多面的機能の保全管理に取り組む面積	7,508ha	7,600ha (2026年度)
1-3	河川・湖沼を保全・管理する	●身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	61.8%	70.5% (2027年度)
		●水質汚濁環境基準達成率(BOD・COD)	河川22地点中22地点/湖沼5地点中5地点	河川22地点中22地点/湖沼5地点中5地点
		●生活排水クリーン処理率	86.3%	92.2%
1-4	都市の自然を再生する	-	-	-
1-5	日本全体での30by30の実現に貢献する	●生物多様性のための30by30アライアンスへの参加数	4件 (2023年度)	150件
1-6	希少野生動植物等を保護・保全する	●国・県指定天然記念物数	140件	基準値の維持または増
		●県条例自然記念物数	38件	基準値の維持または増
1-7	外来種を防除する	-	-	-
1-8	野生鳥獣の保護・管理を行う	●第二種特定鳥獣管理計画の目標達成割合(ニホンジカ)	102%	100%の維持

行動目標 1-1

奥山の自然環境を保護・保全する

県の取組



① 保全・影響調査

- ◇ 原生的な自然を保護する上で重要な野生動植物の生息・生育地として、人為的な関わりを抑えるとともに、必要に応じて、植生の復元など生態系を適切に保全、管理します。
- ◇ 富士山、南アルプス、八ヶ岳、秩父山地などの原生的な自然や景観を将来の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、関係機関などとの連携を図りながら、環境保全に関する施策を進めます。
- ◇ 希少種や自然植生のモニタリングを行い、気候変動による影響の調査を行います。

県民の取組



- ◇ ごみを捨てたり、希少な生物の捕獲や採取はせず、豊かな自然環境に影響を与えないようにします。
- ◇ 保護地域などへは立ち入らないように努め、立ち入る場合は、植生の踏みつけや侵食を防ぐため、登山道以外の場所を歩かないようにします。また、靴や服、自動車のタイヤなどに植物の種をつけたまま入らないよう、拭き取りや洗浄を行います。
- ◇ 富士山の環境保全などを目的とした富士山保全協力金の支払いに協力します。
- ◇ ユネスコエコパークの自然環境に関心を持ち、自然観察を楽しみます。

事業者の取組



- ◇ 自然公園、自然環境保全地域などの保護地域の規制について理解し、禁止されている事項などの法令を遵守します。
- ◇ 奥山の自然環境に影響を与える事業を回避します。

行動目標 1-2

里地里山を保全・管理する

県の取組



① 森林保全・管理

- ◇ 県土面積の78%を占める森林の有する水源涵養、県土の保全、地球温暖化防止、保健休養、生態系の確保、災害への強化などの公益的機能を発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を図ります。
- ◇ 「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」に基づき、本県の森林・林業・木材産業の振興を図るため、健全な森林づくりを推進するとともに、充実しつつある森林資源の循環利用を推進します。
- ◇ 本県の森林面積の58%を占める保安林のうち、82%を占める水源涵養保安林の機能を高度に発揮させるため、適切な森林の整備、保全、保護を進めます。
- ◇ 荒廃した人工林の間伐や、長期間放置され草木の繁茂により荒廃した里山林における不要木や侵入竹の除去を行い、針葉樹と広葉樹がまじりあった森林への誘導や、里山林の再生を、森林環境税（県税）などを活用し進めます。

② 農地の保全

- ◇ 農業・農村の多面的機能の保全を図るため、地域の共同組織が行う農業用水路などの地域資源の保全活動を支援します。

③ 農業生産基盤整備

- ◇ 荒廃農地の発生防止と担い手への農地の集積・集約化を促進するため、生産基盤整備を推進します。

県民の取組



- ◇ 森づくりや里山での草刈りなどの保全に参加します。
- ◇ FSC 森林認証の製品などの森林の保全につながる製品やサービスを選びます。
- ◇ 植栽には遺伝的攪乱に配慮し、地元産の樹種を選択します。
- ◇ 地産地消に協力し、地元の旬の食材を購入します。
- ◇ 県産材を積極的に利用します。

事業者の取組



- ◇ 森づくりや里山での草刈りなどによる保全活動に参加します。
- ◇ 県産材を積極的に利用します。
- ◇ 植栽には遺伝的攪乱に配慮し、地元産の樹種を選択します。
- ◇ 荒廃した里山の再生や棚田の再生に協力します。
- ◇ 地産地消に協力し、地元の旬の食材を利用し、提供します。
- ◇ 生物多様性に配慮した農地の整備などの取組に参加・協力します。

行動目標 1-3

河川・湖沼を保全・管理する

県の取組



1 河川整備

- ◇ 河川などにおける生物の生息、生育、繁殖空間の維持・回復のための取組に努めます。
- ◇ 多様な生態系や潤いのある水辺環境を保全するため、生態系や自然環境などに配慮し、自然環境と調和した河川整備を推進します。
- ◇ 希少野生動植物の生息・生育に配慮した整備・管理を推進します。

2 水質

- ◇ 「山梨県生活排水処理施設整備構想 2017」に基づき、地域特性を踏まえ、流域下水道、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽などの生活排水処理施設の効率的かつ適切な整備を推進するとともに、適正な維持管理の徹底を促進します。
- ◇ 「水質汚濁防止法」などに基づき、工場や事業場に対し排水規制、地下水汚染の未然防止に係る規制を行うとともに、監視、指導を徹底します。
- ◇ 水質汚濁が著しく進行している河川、湖沼は、流入対策とともに、底泥の除去や植生を活用した浄化対策を行います。
- ◇ 公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を定期的かつ的確に把握するために水質測定を行います。
- ◇ 事業者が行う水質汚濁防止のための施設の整備に対し、一定要件のもと、融資を行います。
- ◇ 富士五湖の水質調査を行い、汚濁の原因を解明し、富栄養化を防止するなど、水質の保全に努めます。

県民の取組



- ◇ 自動車やバイクによる河川敷などへの乗り入れや、河川敷で直火でのバーベキューや焚き火などをしないようにします。
- ◇ 川の水の汚れや、魚などの生物が大量に死んでいるのを見かけたら行政に報告します。
- ◇ 汚れた水を川や湖に流さないようにし、川や湖にごみを捨てないようにします。
- ◇ 下水道への接続、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや浄化槽の維持管理などを徹底します。

事業者の取組



- ◇ 川の水の汚れや、魚などの生物が大量に死んでいるのを見かけたら行政に報告します。
- ◇ 事業排水の適正処理、排水処理施設の維持管理を徹底します。

行動目標 1-4

都市の自然を再生する

県の取組



1 公園

◇ 良好な都市環境を形成するため、都市公園の緑の保全や憩いの空間づくりを推進します。

2 緑化

◇ 緑化活動に対する理解を深めるため、緑化の推進に関する普及啓発を進めます。

県民の取組



◇ 身近な公園や自然公園を訪れ、自然とのふれあいの場として利用します。

◇ 公園を利用する場合は、生物を大切にする、ごみを散乱させないなどのマナーを守ります。

◇ 庭やバルコニーに樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行います。

◇ 緑化する植物は在来種を中心とした種（食草、食樹、実のなる樹木）を選びます。

◇ 敷地内はコンクリートやアスファルト舗装を減らし、芝や植え込みなどの緑に覆われた場所を増やします。

事業者の取組



◇ 事業所敷地に樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行います。

◇ 緑化する植物は在来種を中心とした種を選びます。

◇ 敷地内はコンクリートやアスファルト舗装を減らし、芝や植え込みなどの緑に覆われた場所を増やします。

◇ 事業所敷地に緑地や水辺をつくり、生物の生息・生育地や自然観察の場として利用します。

行動目標 1-5

日本全体での 30by30 の実現に貢献する

県の取組



① 30by30

- ◇ 保護地域の拡大、環境省・自然共生サイトへの登録（森林、農地、重要里地里山など）により OECM の拡大を図ることにより、国内における「30by30」の実現に貢献するため、県土の 50%を保全することを目指します。
- ◇ 生物多様性のための 30by30 アライアンスへの参加を推進します。

② 保護地域

- ◇ 自然環境保全地区及び自然記念物を自然監視員が巡回監視することで、自然環境保全を図るとともに、訪れる人々への自然環境保護意識の高揚を図ります。
- ◇ 自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物は、地元の協力を得ながら、巡視、清掃活動を推進します。
- ◇ 優れた自然環境を保全していくため、自然公園、自然環境保全地区及び自然記念物の指定を行い、開発行為などの規制による保全に努めるとともに、自然の劣化がみられる場合は、適切な手法により本来の自然環境の再生に努めます。

県民の取組



- ◇ 自然共生サイト、30by30 について学ぶなど、生物多様性に関心を持ちます。
- ◇ 自然共生サイト、30by30 などを目指す事業者の製品やサービスを利用します。
- ◇ 自然公園、自然環境保全地域などの保護地域の規制について理解し、禁止されている事項などの法令を遵守します。

事業者の取組



- ◇ 企業の森やビオトープなどを環境省・自然共生サイトに登録します。
- ◇ 生物多様性のための 30by30 アライアンスへ参加します。
- ◇ 自然公園、自然環境保全地域などの保護地域の規制について理解し、禁止されている事項などの法令を遵守します。
- ◇ 保護地域の生物多様性に影響を与える事業を回避します。

行動目標 1-6

希少野生動植物種等を保護・保全する

県の取組



① 希少野生動植物

- ◇ 開発計画などにおいて、希少野生動植物の適切な保全対策が講じられるよう、開発行為を行う事業者などに対して県レッドデータブックや希少種モニタリング調査データを活用し、当該地における希少野生動植物の生息・生育状況などの情報を提供します。
- ◇ 県内の希少な野生動植物の生息・生育状況をとりまとめた県レッドデータブックを活用するとともに、希少野生動植物種の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の捕獲・採取や取引を規制し保護に努めます。
- ◇ 山岳レインジャーや自然監視員の巡回監視活動により、自然植生の分布地域の把握や高山植物、天然記念物、自然記念物などの保護に向けた取組を推進します。
- ◇ 県レッドデータブックの見直しに向けて、定期的なモニタリング調査を実施するとともに、モニタリングサイト 1000 の情報を活用します。
- ◇ 次期県レッドデータブック改定作業に合わせ、希少野生動植物の分布情報（メッシュデータ）の一括管理の方法や、環境影響評価の対象とならない小規模開発を含めた開発指導に活用するための方策を検討します。

② 天然記念物

- ◇ 学術上価値の高い動物、植物について、文化財（天然記念物）としてその保護を図ります。

県民の取組



- ◇ 県レッドデータブックや、絶滅のおそれのある生物に関心を持ちます。
- ◇ 法律や条令で指定された希少な野生動植物種やそのほかの希少種を採取しないようにします。

事業者の取組



- ◇ 県レッドデータブックや、絶滅のおそれのある生物に関心を持ちます。
- ◇ 開発事業を行う際には、県レッドデータブックに掲載された希少種の情報に基づき、事業地に生息・生育する希少種の調査を行い、保全対策を講じます。

行動目標 1-7 外来種を防除する

県の取組



① 外来種

- ◇ 県民、事業者及び行政が連携して特定外来生物に対応するスキームを定め、特定外来生物への対応力の強化を図ります。
- ◇ 特定外来生物の繁殖状況を把握するための開発中のシステム(AI)を活用した分布図の作成や優先順位づけなどにより効果的な防除や県民への普及啓発・地域の取組への支援強化を図ります。
- ◇ 県内で確認された外来種の対策の優先順位リストについて、レッドデータブックの改定と合わせた作成について検討します。
- ◇ アライグマなどの農業被害や人的被害を引き起こし、在来種の生息を脅かす特定外来生物の繁殖抑制や人為的な移入防止に努めます。
- ◇ 富士山の登山者による外来植物（国内由来の外来種を含む）の侵入を防ぐため、種子除去マットなどを設置するとともに、外来種についての啓発活動及び防除活動のための講習会を行います。
- ◇ 特定外来生物の移植・湖沼などへの放流の禁止について周知を行います。
- ◇ 特定外来生物を発見した場合の県への情報提供の方法について、容易にできるよう検討します。

県民の取組



- ◇ 外来種を他の場所へ放さないようにします。
- ◇ 敷地内には地域になじみのある在来植物を植えます。
- ◇ 遺伝的攪乱のおそれがあるため、他地域からの生物の放流・移植や、ペットなどの動物の遺棄をしないようにします。
- ◇ ペットの終生飼養に努めます。

事業者の取組



- ◇ 外来種の駆除活動に協力します。
- ◇ 敷地内には地域になじみのある在来植物を植えます。
- ◇ 遺伝的攪乱のおそれがあるため、他地域からの生物を放流・移植しません。
- ◇ 自らの責任や義務を自覚し、取り扱う動物の適正管理や終生飼養に努めます。

行動目標 1-8 野生鳥獣の保護・管理を行う

県の取組



1 鳥獣保護管理

- ◇ ニホンジカ、イノシシなど、個体数の管理が必要な鳥獣は、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。
- ◇ 管理捕獲従事者の確保・育成を推進します。
- ◇ 捕獲の担い手である狩猟者の育成や捕獲技術の向上を図るための管理捕獲従事者等研修施設を整備します。
- ◇ 鳥獣保護区の指定や鳥獣の生息状況の把握、傷病鳥獣の保護など、人と野生鳥獣との共生及び生物多様性の確保に関する総合的な取組を推進します。
- ◇ 傷病鳥獣保護及び鳥獣保護管理思想の普及啓発を担う鳥獣センターのあり方を検討します。

2 鳥獣被害防止対策

- ◇ 分布が拡大するニホンジカからの自然植生被害対策のため、高標高域での効果的な捕獲方法の調査・研究及び隣接都県との捕獲連携を行い、捕獲の強化を図ります。
- ◇ 高標高域を含む自然植生のモニタリング調査を行い、ニホンジカによる自然植生の被害状況や分布状況を把握し、植生の保全を図ります。
- ◇ 野生鳥獣による農作物への被害を軽減するため、市町村の「鳥獣被害防止計画」に基づいて、地域ぐるみで行う被害防止対策を支援します。
- ◇ 森林整備事業での被害防止対策により、森林の保護に努めます。
- ◇ 地域ぐるみの被害防止対策を効率的に実施するため、鳥獣害防止技術指導員や集落リーダーの育成・活動支援などを行います。
- ◇ 野生鳥獣による農作物への被害を軽減するため、市町村に設置されている鳥獣害防止協議会や関係機関と連携し、侵入防止施設の整備を推進します。

県民の取組



- ◇ 野生鳥獣による被害を軽減するため、防護柵の設置に協力します。また、餌となるものを放置したりしないようにします。
- ◇ 下刈りや間伐などにより、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯を確保します。
- ◇ 狩猟免許を取得し、捕獲に取り組むことで、野生鳥獣の個体数管理に協力します。

事業者の取組



- ◇ 野生鳥獣による被害を軽減するため、防護柵の設置に協力します。また、餌となるものを放置したりしないようにします。
- ◇ 下刈りや間伐を行うなど、森林の適正な管理を行うことによって人と野生鳥獣との間の緩衝地帯を確保します。
- ◇ 狩猟免許を取得し、捕獲に取り組むことで、野生鳥獣の個体数管理に協力します。

基本戦略2 生物多様性に配慮した持続可能な社会を目指す

■状態目標

状態	状態目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
2-A	事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大などの行動が着実に進んでいる	●自然共生サイト登録事業者・団体数	1団体 (2023年度)	28団体
2-B	持続可能な農林水産業が拡大している	●FSC森林認証面積の維持による森林管理	144千ha	144千ha

■行動目標

行動	行動目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
2-1	生物多様性に配慮した事業活動を行う	-	-	-
2-2	生物多様性に配慮し活用した産業を振興する	●木質バイオマス燃料用木材供給量	88千m ³	122千m ³ (2029年度)
		●有機農業取組面積	247ha	300ha (2026年度)
		●4パーミル・イニシアチブ取組面積	4,926ha	7,300ha (2026年度)
2-3	気候変動に適応する	-	-	-

行動目標 2-1

生物多様性に配慮した事業活動を行う

県の取組



① 環境影響評価

- ◇ 環境影響評価制度の実効性を高めるため、県民や事業者などへの情報提供を行います。
- ◇ 事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることから、大規模な開発行為による環境への負荷の軽減などを図るため、「山梨県環境影響評価条例」などに基づく環境影響評価制度の適正な運用を行うとともに、その実効性を高めるため、県民や事業者などへの情報提供を行います。
- ◇ 「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」に基づき、地域環境と調和した太陽光発電施設の適正な導入を図ります。

② 公共事業

- ◇ 植樹する場所の気象条件や土壌条件を十分考慮し、また、周辺環境の状況に応じた樹種や郷土種を中心に育成し、公共施設において質の高い緑化を進めます。
- ◇ 生態系の保全や自然とのふれあいの場の確保、周辺の自然環境との調和などを図り、環境に配慮した整備を推進します。

③ 廃棄物

- ◇ 環境への負荷の低減と資源の循環的利用を促進するため、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理をホームページやチラシ、広報などを活用して啓発します。
- ◇ 「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」に基づき、使い捨てプラスチック製品などの削減、プラスチックの代替品の利用促進、プラスチックごみの減量化などを推進します。

県民の取組



- ◇ 事業者による開発や公共事業において生物多様性への配慮がなされているか、県民の立場から確認します。
- ◇ ごみの散乱、漂着ごみ、マイクロプラスチックなどが発生しないように、ごみは適切に処分し、放置されたごみを見つけた場合は持ち帰ります。
- ◇ 廃プラスチックのリサイクルに取り組みます。

事業者の取組



- ◇ 大規模な開発行為や太陽光発電施設の設置などを行う場合は、事業内容に応じて環境負荷を減らすように検討するとともに、「山梨県環境影響評価条例」「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」などに基づく調査や保全対策を実施します。
- ◇ 廃プラスチックのリサイクルに取り組みます。
- ◇ プラスチック使用製品の製造を行う場合は、プラスチックの使用量削減、部品の再使用、プラスチック以外の素材への代替など、製品の設計の段階からプラスチックの 3R+Renewable に取り組みます。

行動目標 2-2 生物多様性に配慮し活用した産業を振興する

県の取組



1 農林業

- ◇ 化石燃料によらないエネルギーとして、製材残材などの木質系バイオマスの有効利用を促進します。
- ◇ 安全・安心な農産物の供給や環境に配慮した生産を図るため、GAP の認証取得を支援し、GAP の導入を推進します。
- ◇ 家畜排泄物の有効活用を推進するため、高品質な堆肥生産に向けた技術指導やペレット化堆肥の実証・普及、耕畜連携体制を構築します。
- ◇ 環境への負荷低減を図るため、堆肥などを活用した土づくり並びに化学肥料及び化学合成農薬の使用を低減する環境保全型農業を推進します。
- ◇ 有機農業を推進するため、技術向上に資する研修の開催、実証展示圃を設置します。
- ◇ 県森林面積の46%を占める県有林では、環境への配慮などによる国際的な基準により管理経営を進めます。
- ◇ 県有林内における適切な間伐などによる二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、カーボン・オフセットに取り組む企業、団体などへ販売するとともに、その収益を県有林の森林整備に活用します。
- ◇ 公共建築物などの木造化・木質化の促進や普及などにより、県産材の利用拡大に向けた取組を進めます。
- ◇ 森林による二酸化炭素の固定化を促進するため、公共施設や公共工事などにおける県産材の利用や県産材を使用した木造住宅の需要の拡大により、木材利用を推進します。
- ◇ 地球温暖化を防止するため、化石燃料によらないエネルギーとして、製材残材や未利用間伐材などの木質系バイオマスの有効利用を促進します。
- ◇ 農業分野において温室効果ガスの削減を積極的に推進するため、大気中の二酸化炭素の削減に貢献する4パーミル・イニシアチブを推進します。

2 商工業等

- ◇ 温泉や森林、高原気候などの地域資源を活用した健康プログラムを提供することにより、環境との共生を図りながら、観光振興や健康増進を目指すウェルネスツーリズムを推進します。
- ◇ 山岳地域で、自然環境の保全と自然景観の確保を目的に、登山道や山小屋の環境配慮型トイレへの改善・設置を図るための取組を進めます。
- ◇ 自然散策やフットパス、スポーツ体験、フルーツ狩りなどの地域資源を生かした体験プログラムの開発を促進します。
- ◇ 青木ヶ原樹海の原生的な自然を保全し、適正なエコツアーを確立するため、エコツアー主催者及び関係機関との合意のもと、策定、施行した「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」の周知と遵守の徹底を図ります。
- ◇ 生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とするユネスコエコパークとして、南アルプスユネスコエコパーク及び甲武信ユネスコエコパークの利活用を図ります。

- ◇ 企業の生物多様性についての情報開示を推進するとともに、グリーンファイナンス・ESG 投資の拡大を促進します。

県民の取組



- ◇ 生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品など）やサービスを選択します。
- ◇ 環境保全型農業や有機農業に取り組む生産者の農作物を積極的に購入します。
- ◇ 有機栽培された農産物などを積極的に購入します。
- ◇ 県産材を積極的に活用します。
- ◇ 生物多様性を学べるエコツアーや、生物多様性に配慮した観光を楽しみます。

事業者の取組



- ◇ GAP 認証を取得します。
- ◇ 環境保全型農業や有機農業に取り組みます。
- ◇ 県産材を積極的に活用します。
- ◇ 生物多様性を学べるエコツアーや、生物多様性に配慮した観光を企画します。
- ◇ 企業の生物多様性についての情報開示を行うとともに、グリーンファイナンス・ESG 投資に積極的に取り組みます。
- ◇ 地域コミュニティや環境に与える影響に責任を持ち、旅行先に配慮するレスポンシブルツーリズム（責任ある観光）を推進します。

行動目標 2-3

気候変動に適応する

県の取組



1 気候変動適応

- ◇ 温室効果ガスを減らす「緩和策」に加え、温暖化による悪影響に備える「適応策」を「山梨県地球温暖化対策実行計画」において提示するとともに、本県の気候変動適応計画として位置づけ、農業・林業分野や健康分野、自然生態系分野などの幅広い取組を推進します。

県民の取組



- ◇ 気候変動による農業・林業、自然生態系などへの適応に協力します。

事業者の取組



- ◇ 気候変動による農業・林業、自然生態系などへの適応に取り組みます。

基本戦略3 生物多様性の大切さを学び行動する

■状態目標

状態	状態目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
3-A	教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている	●「生物多様性」の認知度	74% (2023年度)	100%
		●「ネイチャーポジティブ」の言葉の認知度	16% (2023年度)	100%
3-B	消費行動において、生物多様性への配慮が行われている	●「エコラベルがついた環境に優しい商品を選んで買う」の割合	29% (2023年度)	100%
3-C	自然環境を保全・再生する活動に対する県民の積極的な参加が行われている	●「生物多様性を対象とした保全活動の参加」の割合	57% (2023年度)	100%
3-D	生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果などが利活用されるとともに、様々な主体の連携が促進されている	●他の計画の一部を生物多様性地域戦略に位置づけるなどし、生物多様性に関する取組を定めた県内市町村数	0市町村	27市町村

■行動目標

行動	行動目標	指標	基準値 (2022年度)	目標値 (2030年度)
3-1	生物多様性の教育を推進する	●環境学習指導者派遣事業実施回数	16回 (533人)	67回 (実施率100%)
		●生物多様性に関連する講座・イベント等の開催数・参加者数	22,852人	基準値の参加者数の維持
		●富士山環境教育参加者数	17,546人	基準値以上の参加者数を目指す
		●ユネスコエコパークの認知度	24%(甲武信) (2023年度)	50%
3-2	生物多様性の保全活動を活発にする	●生物多様性に関連する保全活動団体への支援数	希少種 - 外来種 1件	希少種 10件 外来種 10件
		●富士山科学研究所内の環境情報センター利用者数	4,640人/年	5,000人/年 (2027年度)

行動目標 3-1 生物多様性の教育を推進する

県の取組



1 指導者育成

- ◇ 環境に関する職場研修や地域における環境学習を行うに当たり、やまなしエコティーチャーなどの積極的な活用を促進します。
- ◇ 県民・事業者の環境教育や環境学習を支援するため指導者を派遣し人材の育成に努めます。
- ◇ 森林総合研究所などにおいて、教職員などを対象とした環境教育に関する指導者養成のためのプログラムを実施します。

2 学校・社会教育

- ◇ 「やまなし環境教育等推進行動計画」に基づき、生物多様性に関する教育や環境学習に係る施策の総合的、計画的な推進を図ります。
- ◇ 学校教育や社会教育における、環境学習や自然体験活動、エネルギー教育などを通して、特色のある環境教育を推進するとともに、環境保全活動につなげる取組を進めます。
- ◇ 子供たちが、山梨の豊かな自然や多様な生物への理解を深め、それらに対する愛情を持てるように、郷土学習教材「ふるさと山梨」を活用した郷土学習の推進を図ります。

3 機会づくり

- ◇ 学校、民間団体、地域との連携を図るなかで、こどもエコクラブや緑の少年隊などの活動の促進を図るとともに、高齢者に対しても緑について学ぶ機会を提供します。
- ◇ 教育関係機関と連携し、森林の整備及び保全に関する必要な知識の普及を進め、また、学校林を活用した体験活動などを通じて森林環境教育の充実を図ります。
- ◇ 健康づくりの場として森林空間の利用に対する期待が高まるなか、人々に「和み」と「癒し」をもたらす機能を有する森林を森林セラピーやツーリズムの場として活用します。
- ◇ 県民の貴重な財産である豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、自然保護大会などの各種イベントやレッドデータブック及び条例指定種パンフレット、ホームページなどを通じて適切な知識の普及を図ります。
- ◇ 森林総合研究所「森の教室」などの県有施設における体験学習や各種講座の開催を通じて、森林の役割や自然の大切さを学ぶ機会を提供します。
- ◇ 山や森林に親しむことを通じて、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観など山や森林から得られる恩恵や、それらによって育まれた文化、歴史を改めて認識してもらう契機とするため、「山の日宣言」の趣旨にのっとり、やまなしで過ごす「山の日」事業を実施します。
- ◇ 自然体験などの場として環境教育に活用される土地や建物を環境教育等促進法の「体験の機会の場」として認定します。
- ◇ 森林内での体験活動や森林環境教育の場として「森林文化の森」などのフィールドの積極的な活用を図ります。
- ◇ ハヶ岳自然ふれあいセンターなどの県有施設における体験学習をはじめとした、自然とのふれあいを目的とした各種講座の開催などにより、自然環境の保全、保護意識の向上を図るための普及

啓発を進めます。

- ◇ 富士山の環境保全を推進するため、富士山世界遺産センターを拠点として、意識啓発を行うとともに、富士山レイジャーなどによる環境保全活動を進めます。
- ◇ 県レッドデータブックの情報を活用し、希少野生動植物について学習できる機会づくりの検討を行います。
- ◇ 甲武信ユネスコエコパーク・インフォメーションセンターでの啓発活動による認知の向上を図ります。

4 体験プログラム・資料

- ◇ 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林公園や森林文化の森におけるプログラムの充実を図ります。
- ◇ 市町村の自主的な環境学習活動を支援するため、啓発資料などの提供を行います。
- ◇ 水の大切さや様々な動植物を育む水辺環境の多様な価値などを伝える体験型の学習プログラムを実施するなどにより、身近な水辺環境を活用した環境教育、環境学習を推進します。

県民の取組



- ◇ 生物多様性に関する活動やイベントなどに参加し、生物多様性に関心を持ちます。
- ◇ 家庭や事業所、学校、地域など、あらゆる場所での環境教育・環境学習に積極的に参加します。
- ◇ ハケ岳自然ふれあいセンターなどの施設を活用します。

事業者の取組



- ◇ 生物多様性に関する環境教育を社員対象に実施します。
- ◇ 事業所の敷地内の緑地・水辺や社有林などで社員の家族、地域住民、学校などを対象とした自然観察会、活動プログラムを企画・開催します。
- ◇ 学校の授業やイベントなどに環境学習の講師を派遣します。

行動目標 3-2 生物多様性の保全活動を活発にする

県の取組



1 環境保全活動

- ◇ エコラベルの普及・啓発活動による周知を図り、エコラベル関連商品の認知度を高めます。
- ◇ 希少種の保全活動や、外来種の防除活動事業費の補助により、活動を支援します。
- ◇ (公財) やまなし環境財団や(公財) 山梨県緑化推進機構、やまなし森づくりコミッションを通じて、企業や民間団体による環境保全活動や森林ボランティア活動などへの支援を図るとともに、民間団体間の交流を促進します。
- ◇ 環境保全活動を実施する民間団体の取組の情報共有などにより、保全活動を活発にするための機会を設け、団体間や一般の県民との交流を促進します。
- ◇ 環境月間や河川愛護月間などにおける普及啓発活動を推進し、県民、事業者などの環境保全意識の醸成と自発的な環境保全活動を促進します。
- ◇ 県民、事業者、民間団体などで組織する「環境パートナーシップやまなし」の一員として、環境教育事業を実施するとともに、環境保全を行っている団体などのネットワークづくりを進めます。
- ◇ 県民の行う身近な緑化活動を支援するため、緑に関する学習機会を提供するとともに、樹木医による緑化相談や緑サポーターなど緑づくりの専門家の養成及び緑化活動に関する情報提供などを行います。
- ◇ 県民や企業・団体などの様々な主体の参加による森づくりを推進します。
- ◇ 様々な主体と連携を図るなかで、愛鳥週間などの関連行事を活用したイベントを実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るとともに、これらの活動への県民、民間団体、事業者などの積極的な参加を促進します。また、県外在住者などの活動対象者の拡大を図ります。

2 環境情報

- ◇ 生物多様性に関する情報充実のため様々な媒体を活用し、県民、民間団体、事業者などへ利便性の高い正確な情報を速やかに提供する体制の確立に努めます。
- ◇ 生物多様性に関するパネルや映像資料の貸し出し、各種パンフレットやチラシの配布などにより広く環境情報を発信します。
- ◇ 富士山科学研究所環境情報センターなどにおける生物多様性に関する環境情報の充実を図り、様々な機会を捉えて提供します。
- ◇ 生物多様性の保全に資する技術、製品・サービスを提供している企業の拡大を後押しするための情報提供、優良事例の情報発信を行います。

3 調査研究

- ◇ 富士山科学研究所において、富士山周辺の自然特性に関する調査・研究を進めます。
- ◇ 県立試験研究機関において、持続的な森林活用、野生動植物の保護管理に関する調査・研究を進めます。
- ◇ ドローンを利用した植物分布・生育状況確認などにより、様々な分野で ICT 技術の活用を推進します。

- ◇ 大学や民間などによる生物多様性の保全に関する調査・研究を支援します。

4 市町村への普及活動

- ◇ 生物多様性基本法第13条第1項の規定により地方公共団体が策定に努めることとされる生物多様性地域戦略について、地域の実情を踏まえつつ他の計画の一部を生物多様性地域戦略に位置づけるなどし、多くの市町村が生物多様性に関する取組を定めるよう支援します。

県民の取組



- ◇ 生物多様性の保全につながる活動に積極的に参加します。
- ◇ 県のホームページなどで生物多様性に関する情報を収集します。

事業者の取組



- ◇ 生物多様性の保全につながる活動に積極的に参加します。
- ◇ 生物多様性の保全に関する取組の情報を、環境報告書やホームページなどで公開します。

第5章 推進体制と進行管理

第1節 戦略の推進体制

本戦略の推進には、県民、事業者、民間団体、市町村、教育機関・研究機関・専門家など各主体の取組が不可欠です。そのため、情報提供などを通して各主体の意識の共有化を図りながら、相互の連携・協働のもと、戦略を推進します。

◆各主体との連携・協力の強化

県民、事業者、民間団体、市町村、教育機関・研究機関・専門家など、各主体がそれぞれの立場で生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を推進するとともに、各主体間の連携・協力を強化するための普及・啓発、しくみづくりなどを行います。

◆県内市町村との連携

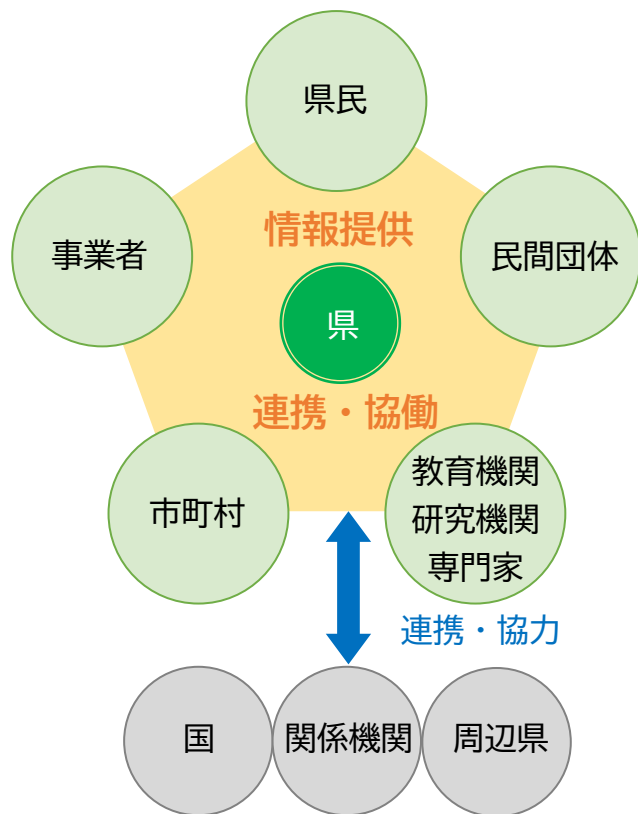
県内の市町村と生物多様性の保全と持続可能な利用に関して密に情報交換を行うとともに、市町村の生物多様性地域戦略策定の支援や情報提供など、連携した取組を推進します。

◆学識経験者などの助言を踏まえた取組の推進・見直し

山梨県環境審議会の委員、山梨県レッドデータブック作成委員会の委員など、生物多様性に知見のある学識経験者や専門家などからの助言を踏まえた取組の推進や見直しを行います。

◆国・関係機関・周辺県との連携

広域的な課題などへの対応は、国や関係機関、周辺の県との緊密な連携を図りながら、効果的な取組の実施に努めます。



推進体制のイメージ

第2節 戦略の進行管理

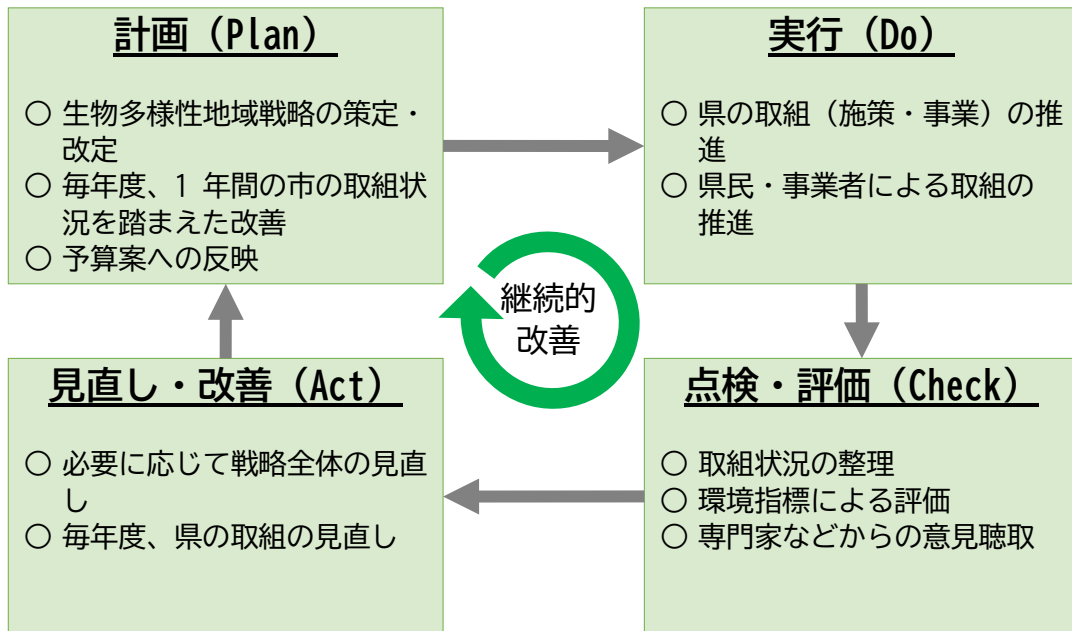


2-1 継続的改善による進行管理

本戦略を推進し、目指すべき山梨のすがたを実現するためには、取組の成果について定期的に点検・評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが必要です。このため、本戦略の進行管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し・改善（Act）というサイクル（PDCAサイクル）により、継続的改善を行うしくみによって実施します。

具体的には、「状態目標」及び「行動目標」として設定した指標と数値目標、取組の実施状況の把握により点検・評価を行うこととし、必要に応じて専門家などによる会議を開催し、意見聴取をします。

また、毎年度の点検評価の結果は、広く県民に公表し、戦略の実施状況についての共通理解を図ります。



進行管理のイメージ



資料1 用語解説



あ行

■遺伝子の多様性（遺伝的多様性）

同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること。例えば、アサリの貝殻やナミtentウの模様は様々だが、これは遺伝子の違いによるものである。また、メダカやサクラソウのように地域によって遺伝子集団が異なるものも知られている。このように自然界の様々なレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そしてそれが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、現在の生物多様性が存在している。

■遺伝的攪乱

長い歴史のなかで形成されたある種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑によって乱されること。

■ウェルネスツーリズム

温泉、森林、高原気候など、山梨県の恵まれた環境や地域資源を活かして運動やリラクセス、美容、食事などの健康プログラムを提供する新しい旅行形態。

■エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。

か行

■カーボン・オフセット

排出した二酸化炭素を、別のところで吸収あるいは削減して、排出に見合った分の埋め合わせをしようという概念。二酸化炭素の排出を相殺するという意味から、カーボン・オフセットとよばれる。

■昆明モントリオール生物多様性枠組

2010（平成22）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、「愛知目標」を引き継いだ枠組のこと。2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で定められた。

■グリーンファイナンス

地球温暖化対策や再生可能エネルギーなどの環境分野への取組に特化した資金を調達するための債権や借入を指す。

さ行

■サステナブルツーリズム

訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光形態。

■自然共生サイト

民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

■自然を活用した解決策（NbS）

自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組のこと。NbSはNature-based Solutionsの略。

■種の多様性

生物の種類の多様性ということであり、様々な動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということ。世界では既知の生物だけで約175万種が知られており、まだ知られていないものも含めると地球上には3,000万種ともいわれる生物が存在すると推定されている。また、日本は南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあることから、既知の生物だけで9万種以上、まだ知られていないものまで含めると30万種を超える生物が存在すると推定されている。加えて、我が国の生物相は固有種の比率が高いことが特徴であるが、その保全を考えていく際には、種数や個体数だけに着目するのではなく、固有種やその地域を特徴づけるような種を保全していくことが重要である。

■条件付特定外来生物

外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特定期間外生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称のこと。法律上は「特定外来生物」とな

る。現時点で「条件付特定外来生物」に指定される生物は、アメリカザリガニとアカミミガメの2種。

■植物群落

様々な植物と一緒に生育し、集団を形成することで成り立つ植物の群れで、植物種の組み合わせから様々なタイプに分けられる。植物群落の分布は生育場所の環境要因（気温、降水量、土壌、地質、人為、動物による採食など）に大きく影響を受ける。

■生態系サービス

我々のくらしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることのできる恵みによって支えられており、これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれる。国連の主導で行われたミレニアム生態系評価 2005（平成 17）年では、食料や水、木材、繊維、医薬品の開発等の資源を提供する「供給サービス」、水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在による病害虫の抑制などの「調整サービス」、精神的・宗教的な価値や自然景観などの審美的な価値、レクリエーションの場の提供などの「文化的サービス」、栄養塩の循環、土壌形成、光合成による酸素の供給などの「基盤サービス」の4つに分類された。

■生態系の多様性

干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること。地球上には、熱帯から極地、沿岸・海洋域から山岳地域まで様々な環境があり、生態系はそれぞれの地域の環境に応じて歴史的に形成されてきたものである。一般的に生態系のタイプは、植生の概観、すなわち優占する植物がつくる見た目の様子（相観）から区別されることが多いが、必ずしも境界がはっきりしているものではなく、生物の移動や物質循環を通じて相互に関係している場合も多い。

■生態系被害防止外来種

2010（平成 22）年の生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択された愛知目標の達成に資するとともに、外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とした、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に掲載されている外来種。特定外来生物とは異なり、国内由来の外来種も対象に含む。

■生物多様性

生物多様性条約では、『生物多様性』とは全ての生物の間の変異性をいうものとし、種内（遺伝子）の多様性、種間（種）の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

た行

■天然記念物

動物（生息地、繁殖地及び飛来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む）で学術上価値の高いもののうち、国や都道府県、市区町村が指定したもの。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

■特定植物群落

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

■特別天然記念物

「天然記念物」のうち特に重要なものは特別天然記念物に指定される。

な行

■ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

ら行

■レスポンシブルツーリズム

観光客の責任ある行動を通して、より良い観光、より良い観光地を作ろうという考え方。

■レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）掲載種についてとりまとめたもの。

英数字

■BOD（生物学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物が微生物のはたらきによって分解されるのに要した酸素の量で、水質を表す代表的な指標のひとつ。水が汚濁しているほど BOD は高くなる。また、BOD 指標は海域と湖沼では用いられない。

■COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物などが酸化剤によって酸化されるために必要とする酸素の量で、海域・湖沼の有機性汚濁を測る代表的な指標である。

■ESG 投資

「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（ガバナンス）」の頭文字をとったもの。企業が長期的に成長するためには、ESG への取組が重要との見方が広まりつつある。近年では、この ESG の観点か

ら企業を分析して投資する「ESG投資」が注目されている。

■FSC 森林認証

Forest Stewardship Council (森林管理協議会) の略。木材を生産する森林、そしてその森林から切り出された木材を使って生産・加工を行なっているかどうかを認証する国際機関のひとつ。森林環境保全に配慮し、地域社会の利益にもかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材を認証するだけでなく、この FSC のマークが入った製品を買うことで、消費者も世界の森林保全に間接的に関与できるしくみである。

■GAP (農業生産工程管理)

Good Agricultural Practice の略。農業において食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

■OECM

Other Effective area-based Conservation Measures の略。自然公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性を保全できる地域のこと。公園だけではなく、企業の森やビオトープ、屋上庭園、農地など、あらゆる場所が候補になる。

■3R+Renewable

Reduce (リデュース：ごみの減量)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再資源化) の 3 つの R に、Renewable (リニューアブル) を加えた総称。

■30by30 アライアンス

「30by30 ロードマップ」に盛り込まれた各種施策を実効的に進めていくための有志連合。環境省を含めた産民官 17 団体を発起人としている。自らの所有地や所管地内の OECM 登録や保護地域の拡大を目指す・取組を応援するなど、30by30 の実現に向けた企業、自治体、NPO 法人などが参加している。

■30by30 目標

2030 (令和 12) 年までに陸域と海域の 30%以上を保全する目標で、日本では、既に陸域 20.5%、海域 13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている。